

陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）への長射程ミサイル配備に関する意見書

12月16日、政府は安全保障関連3文書の改定を閣議決定した。この改定では、北朝鮮のミサイル技術の高度化で迎撃や探知が困難になる中、敵側の攻撃をためらわせる「抑止力」を向上させるため、敵のミサイル基地などを攻撃する「反撃能力」の保有を盛り込み、日米が協力して対処するとした。これは、日本への武力攻撃が発生した際、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置としている。また「憲法や国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されない」と明記している。そして「国際社会での危機を未然に防ぎ、自由で開かれた国際秩序を強化する取り組みとして、周辺国・地域との外交や人的交流の促進などを進めていく」とも記している。

一方で、石垣島における防衛省主催の住民説明会では、あくまでも専守防衛のための自衛隊配備という説明がなされてきた経緯がある中、先日の防衛省による長射程化の地上発射型の12式地对艦ミサイル（SSM）の陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）等への配備検討の報道等もあり、住民の間では不安の声が起きている。安保関連三文書の改定や今後の抑止力向上に伴う施設整備等については、これまで以上に十分な説明が必要なことは言うまでもない。

よって、石垣市議会は、今回の長射程ミサイル配備の案件を含め、安保関連三文書改定による石垣島を含む先島諸島等への影響について、情報公開と住民への十分な説明を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄防衛局